

高森町景観計画（案）

平成27年 3 月
令和 年 月改訂

熊本県高森町

はじめに

高森町は、世界的に有名な阿蘇山の南東部に位置し、美しい自然と伝統ある歴史・文化等、誇れる地域資源にあふれる町です。

「日本で最も美しい村」連合に選ばれ、後世に残したい景観が数多く保全されていることが高く評価されました。

また、月廻り公園は熊本景観百選で第1位に選ばれ、年間を通して多くの観光客が訪れています。

私たちにとっては見慣れたありふれた景観であるため、その価値に鈍感になる傾向がありますが、こういった対外的な評価を受ける度に、素晴らしい景観に恵まれた町に住んでいることをあらためて実感させられます。

高森町景観計画（以後、「前計画」とします。）では、こうした高森町に広がる美しい景観を再認識し、これを後世に残すための基本方針等がとりまとめられました。

これにより、本町の景観に係る形成基準や届出制等が見直されたことで、景観行政は大きく推進されたのでした。

しかしながら景観とは決して不変的なものでは無いため、時代の移り変わりや政治及び経済状況等により、その姿を変え荒れ果てたものへと変貌する可能性が無いとは言えないのが現実です。

そのため、こうした世相等に吞まれず私たちはこの高森町の美しい景観を守り育て、併せてさらなる発展を目指すための施策を講じることが重要であるのではないかと考えます。

今回改訂します高森町景観計画（以後、「新計画」とします。）では、これまでの基本方針を引継ぎ、さらにより「たかもりらしさ」を求めるための政策を提案し、景観による高森町の発展のための施策をまとめたものにしたいと思います。

新計画により皆様が景観の重要性を再認識され、こういった町の姿が理想であるかを想像し、それに近づくためにはこういった行動を心掛けていれば良いのか等を考えるきっかけになれば幸いに存じます。

また、町外の方々にとって高森町が魅力的な町であるかを再認識していただけるよう、本町の景観に関する情報の発信に努めたいと思います。

高森町景観計画 目次

第1章 景観計画の考え方	1
1 景観計画の背景と意義	1
2 景観計画による効果について	2
2 景観計画の位置づけ	3
3 景観計画の理念	4
4 景観計画の改定理由	4
第2章 高森町の景観と景観計画区域	5
1 高森町の景観概要	5
2 高森町の景観について	7
3 景観計画区域について	18
第3章 「景観のまちづくり」について	20
1 「景観」について	20
2 「景観のまちづくり」に係る課題	21
3 「景観のまちづくり」のための方針	22
第4章 世界文化遺産について	26
1 世界文化遺産とは	26
2 世界文化遺産登録を目指す経緯	26
3 世界文化遺産登録に係る問題点	27
4 視点場の設置について	27
第5章 景観の保全に係る届出について	29
1 事業（開発）行為に係る届出について	29
2 事業（開発）行為に係る景観配慮基準について	33
3 事業（開発）行為に係る色彩について	37
第6章 その他景観に係る事項について	38
1 屋外広告物について	38
2 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」について	38
3 太陽光発電施設について	39

第1章 景観計画の考え方

1 景観計画の背景

わが国では、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を發表し、行政の社会資本整備に係る方向性を「美しい国づくり」に転換することが表明されました。

さらに「観光立国行動計画」が策定され、地域の個性を磨き発揮する「一地域一観光」を推進する手段として、「景観に関する基本法制の整備」が位置づけられ、これを背景に平成16年6月に「景観法」が制定されたことにより、地域の風土や特性を活かした景観づくりが日本全国で行われるようになりました。

近年では、少子高齢化や地球温暖化の問題が議論となり、交流人口の増加や持続可能な社会に向けたまちづくりが求められるようになってきており、また、市町村間の競争が進み、自分達が住んでいる町を“選ばれるまち”とするための施策の一つとして、景観に係る取り組みがますます重要になってきています。

本町は阿蘇カルデラ外輪山が南北に走り、外輪山内側の高森地区及び色見地区と、外輪山外側の草部地区及び野尻地区との、景観の趣が違った2つの地域からなります。

私たちは、日々これらの景観に囲まれて生活を送り、日常生活において「うるおい」「やすらぎ」「心の癒し」等を得ています。

本町では、こうした町の景観特性を生かし、町民が誇りと愛着をもてる魅力あるふるさとづくりに資することを目的として、平成26年度に前計画の策定と、「高森町景観条例」の施行を行いました。

これにより、本町の景観行政は格段に推進されましたが、一方で計画に基づく届出制度や景観形成基準だけでは、町の発展に寄与することまでは出来なかったと思われまます。

景観を保全し、育てることと同時に新たな素材を見出し、発展させ、積極的に外部に発信すること（＝「景観のまちづくり」）が、これからの町の発展に繋がる施策だと考えます。

本計画に基づき「景観のまちづくり」を進めることで、高森町を“選ばれるまち”となることを目指したいと思ひます。

2 景観計画による効果について

景観計画及び景観条例等によって、町民や事業者、行政等が協力して景観づくりを推し進めることで、高森町の農業や商業及び観光といった地域産業の振興に繋がることになり、また、町民の誇りと愛着を育み、町づくりの根幹をつくることにもなります。

景観計画及び景観条例等による景観づくりには、以下のような効果がもたらすことができると考えます。

★高森町の観光地としての価値が高まります

阿蘇山や九州山地の雄大な自然眺望が保全されることにより、高森町の知名度を高めることとなり、観光地としての名声が高まります。

★高森町民が故郷に愛着を持ち、郷土愛を育みます

町民が郷土の景観づくりに参画することにより、故郷への愛着を持ち、地域社会に貢献しようとする意識が醸成されることに繋がります。

★高森町における景観への理解が深まります

高森町民が日常生活を営む空間の景観をあらためて見直すことで、高地の厳しい気象環境の中であっても、より良い暮らしを望む先人達の想いと知恵を感じ取ることができます。

★歴史の舞台としての認識を高めます

神話の時代から続く歴史的な建造物等の由来を知ることで、古代の記憶が呼び起こされ、現代に生きる私達が次世代へと譲り渡すべき大切な財産であるとの意識がますます高まります。

★自然に恵まれた美しい景観が心を豊かにします

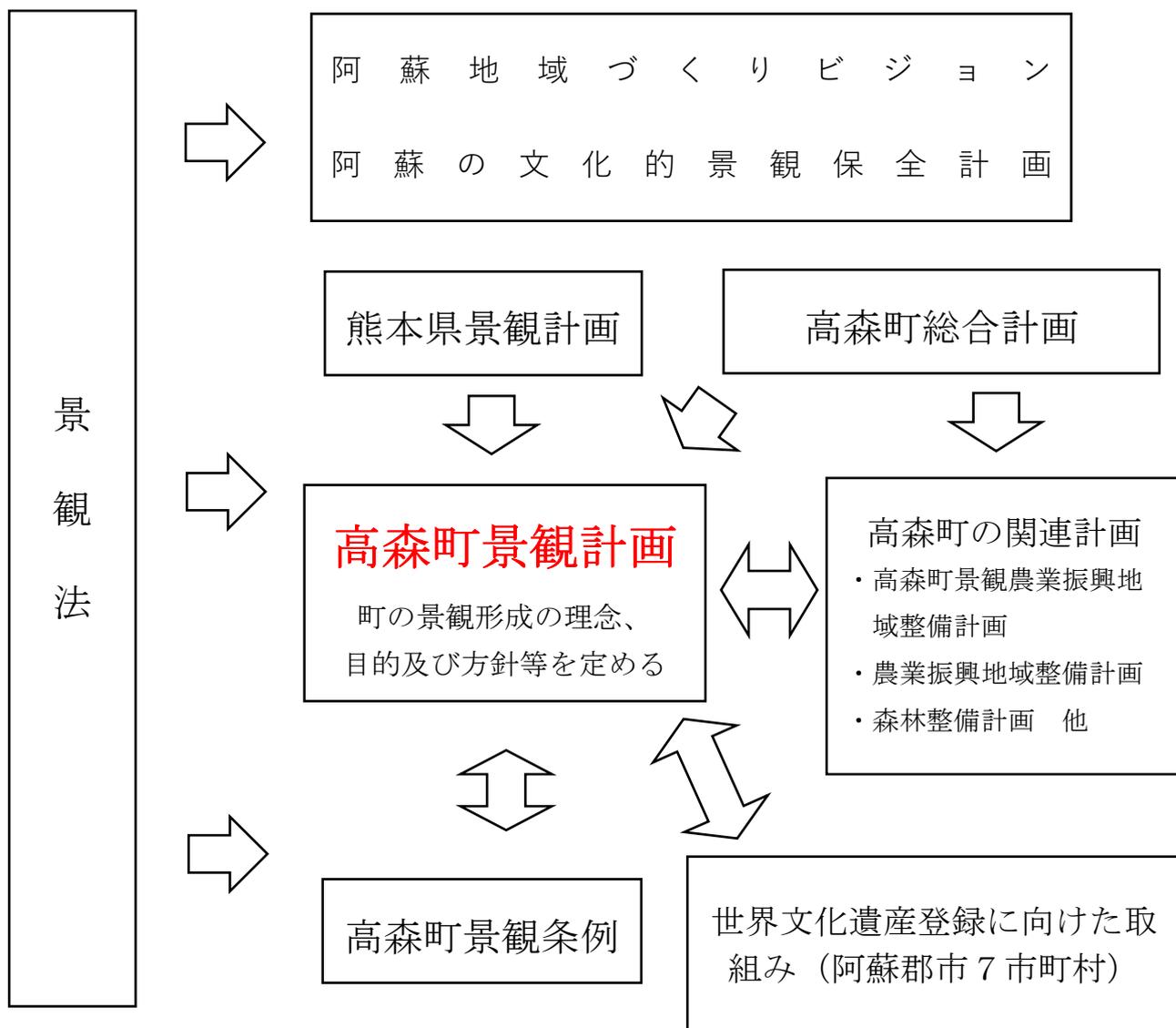
町内における小・中及び高校にて唄われる校歌には、阿蘇の山々等の自然豊かな美しい情景が歌詞に盛り込まれています。

世界的にも稀であり、永い年月をかけて培われてきた高森町の景観は私達の誇りであり、心を豊かにしてくれるものであります。

3 景観計画の位置づけ

景観計画は、景観法第8条に基づき行政団体が策定する良好な景観形成に関する計画であり、前計画では景観法に基づき住民、地域、事業者、行政が連携して景観の保全・継承を行うことにより、良好な景観形成を推進することを目的として策定されました。

新計画につきましては、基本的に前計画の路線を踏襲するものとし、同様に「阿蘇地域づくりビジョン」、「阿蘇の文化的景観保全計画」及び「阿蘇くじゅう国立公園管理運営計画」等による景観保護の取組や、上位計画である「高森町総合計画」のまちづくりの一分野別であると位置づけられるますことから、関連計画等との連携・調整を図っていくものとしします。



4 景観計画の理念

高森町には美しい自然や歴史・文化等があり、「高森町らしさ」とされる景観を先人の代から創り出し、守り育てられてきました。

私達は、高森町にあるこの美しい景観を保全し、未来の子供たちに引き継いでいく責任があります。

そのため、「景観のまちづくり」を通して「この町に住みたい」「この町で子育てしたい」「この町に住み続けたい」と思われるようになるよう、以下の点を本計画の理念として掲げるものとします。

記

- 町内にある景観を再認識し、保全・育成・復元することを心掛けます
- 美しい景観を新たな資源として、積極的に発信することに努めます
- 個人、地域、事業者、行政がそれぞれの立場で「景観のまちづくり」に協力します
- 県、他市町村、事業者等とも連携し、「景観のまちづくり」に取り組みます

5 景観計画の改訂理由

良好な景観を将来にわたって守り活かすためには、長期に亘る景観づくりに係る施策が行われるべきであると考えます。

しかし、景観に関する基本的な方針等を定める景観計画は、取組の進み具合や新たな課題への対処、町民・行政などの景観に対する意識の高まり等に対応し、計画自体が発展成長するよう適時見直しが求められるものであります。

このため、「高森町総合計画」などの上位計画等と整合性を計りながら、実情に応じた景観計画の改定を行うこととしました。

また、改定の体制については、地域住民等と行政との連携が不可欠であるため、町民代表、議会代表、有識者、行政等が参画した「高森町景観審議会」を組織し、協議を経た上で、HP、TPC等を通して改定（案）についての意見等を募集します。

第2章 高森町の景観と景観計画区域

1 高森町の景観概要

高森町は熊本県の最東端にあり、北側は阿蘇市、西側は南阿蘇村、南側は山都町、北東側は大分県竹田市、南東側は宮崎県高千穂町に接しています。

標高が500～800mであり、年間平均気温は約13°と夏でも涼しく冬は雪が積もる日もあることから、県内外から多くの観光客が訪れています。

阿蘇カルデラ外輪山内の南側は、「南郷谷」と称される傾斜の緩やかな田園地帯であり、高森地区の市街地と色見地区の農地が広がっています。

外輪山外側の草部地区と野尻地区は、「奥阿蘇」と称される町の面積の4分の3を占める中山間地であり、高低差のある森林地帯と点在する畑作を中心とした農村地となっています。

景観については、阿蘇の火山活動で作られた神代からの由来がある地形や、一級河川の白川・大野川・五ヶ瀬川の源流となる河川、歴史的・文化的な建造物等、数多く有ります。

近年は、永年に亘り野焼き・放牧・採草を続けてきたことにより維持されてきた牧野草原の価値が注目されてきています。

世界最大級のカルデラ地形の中に広がる全国的にも類を見ない景観であり、本町の農業等の生活を支えてきた重要な基盤でもあります。



2 高森町の景観について

高森町は九州地方のほぼ中央部に位置し、阿蘇の火山活動による地形と、九州山地における造山活動による地形の2つの特徴があります。

本町の景観で特筆すべき点は、何といても阿蘇山、祖母山、越敷岳等の雄大な山々に囲まれた緑豊かな美しい自然景観が数多く存在することです。

特に阿蘇五岳の一つである根子岳は町のシンボルとなっており、独特の外観は「神様に棒で叩かれて今の姿になった。」という昔話があります。



阿蘇根子岳

高森町には数多くの名所・景勝地がありますが概ね分類しますと、① 山地景観、② 河川景観、③ 道路沿線景観、④ 施設及び公園等景観、⑤ 建築物景観、⑥ その他の景観 に分類できると考えます。

細かく見ていきますと、それこそ膨大な資料を用意する必要がありますので、この項において本町における主な景観とされるものをご紹介します。

① 山地景観

高森町は、阿蘇山と九州山地に囲まれた緑豊かな町であり、多くの動植物の成育・生息地となっています。

春は若葉、夏は青葉、秋は紅葉、冬で雪景色と、季節によって彩を変える姿は壮麗であり、年間を通して多くの観光客や登山客が訪れ景色を楽しんでいます。

㊦ 阿蘇山



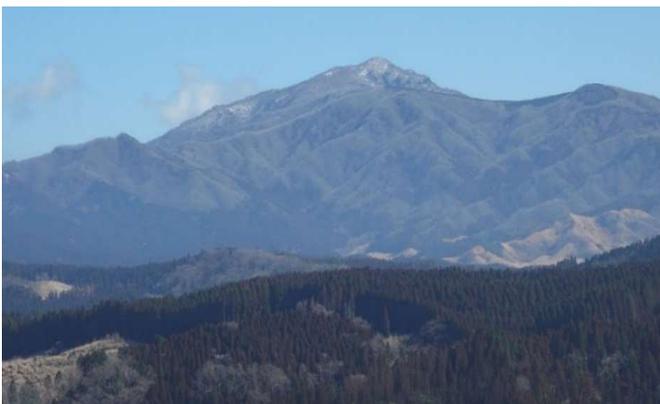
阿蘇カルデラ内に阿蘇五岳と言われる高岳、中岳、根子岳、烏帽子岳、杵島岳があり、本町は高岳と根子岳に接しています。南郷谷から雄大で壮麗な佇まいを見ることができます。(左から烏帽子、杵島岳、中岳、高岳、根子岳)

㊧ 清栄山



阿蘇外輪山北東部に位置し、山頂部化からは高森町市街地と草部北部地域が一望できる絶景ポイントとなっています。

㊨ 祖母山



高森町東部の大分県竹田市と宮崎県高千穂町の3県境に位置する霊峰です。雄大かつ神々しさ合わせ持つ姿が、登山客等を魅了して止まないとされています。

㊩ らくだ山



阿蘇外輪山東部に位置し、山頂に切立った奇岩を抱える山です。公園化されており年間を通して観光客が登頂する姿が見られます。

② 河川景観

高森町は、大分県と宮崎県の三方と接しており、河川についてはそれぞれ違った水系の川が管内を流れています。

それぞれの河川の最上流に位置することから、清流の宝庫とされています。

㊦ 白川



高森地区の南西部を流れる河川です。言わずと知れた熊本市へ流れる一級河川白川の源流ですが、高森町においては小川のせせらぎが美しい清流となっています。

㊧ 川走川（五ヶ瀬川系）



草部地区南部を流れる河川です。宮崎県高千穂町との県境に位置し、中流には水力発電所が設置されており延岡方面へ送電されています。

㊨ 野尻川（大野川系）



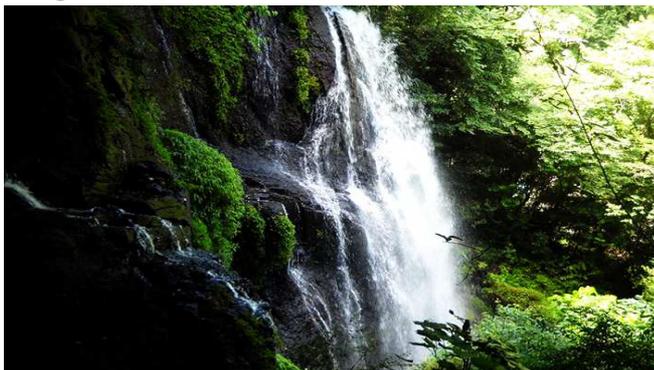
野尻地区から大分県竹田市へ流れる河川です。所々溪谷になっており、その景観は他の地域の溪谷に勝ると言っても過言ではない美しい川です。

㊩ 大谷ダム



戦前に野尻地区尾下の大野川水系大谷川に設置された農業用灌漑ダムです。近代土木遺産の現存する重要な土木構造物2000選に選定されています。

㊦ うそぐいの滝



野尻地区津留の大分県竹田市境近辺にある滝で、山深い場所にあることから辿り着くのは相当困難であり、隠れた名所となっています。

③ 道路沿線景観

高森町は、古くは熊本・大分・宮崎方面の宿場町として栄えましたが、交通網の発達等から今はその面影を見ることは難しくなってきました。

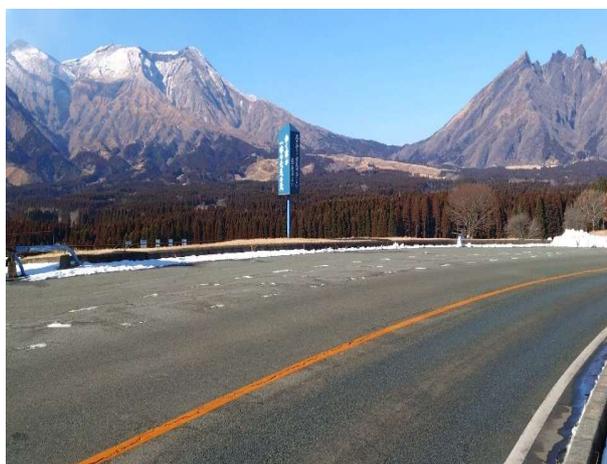
現在では、道路沿線にある景勝地をめぐるドライブ及びツーリングが人気となっており、それを目的に出かける人達も少なくありません。

㊧ 国道325号沿線



高森町地区の中心街は、かつては旧国道325号沿線周辺でしたが時代の変化等により、現在の国道325号沿線周辺に移っており、大型商業施設等が建ち並び賑わいを見せています。

㊨ 国道265号沿線



国道265号線は、阿蘇高岳・根子岳を眺めるドライブ等に最適ルートとなっています。沿線には南阿蘇国民休暇村があり、九州観光の中継地として多くの観光客等に利用されています。

㊦ 町道城山線沿線「高森峠・九十九曲り」



高森地区から隣町の山都町へ続く町道で、その形態から「高森峠・九十九曲り」と呼ばれています。沿線の桜が人気で「千本桜」との愛称があります。

㊧ 町道西原・日ノ尾峠線沿線「桜みち」



阿蘇根子岳に向かって真直ぐ伸びた様が大変美しい道路です。元々は災害に備えて新設された防災道路ですが、沿線に桜等が植えられたことで現在では、「桜みち」として大変親しまれています。

㊨ 寧静ループ橋



草部地区永野原と宮崎県高千穂町間にあるループ橋です。夜間においては闇に浮かぶ街路灯の並が幻想的な雰囲気を出しています。

④ 施設（公園等）景観

高森町は、観光客に人気の施設等が数多く存在しており、それが本町の名声を高めることにもなっています。

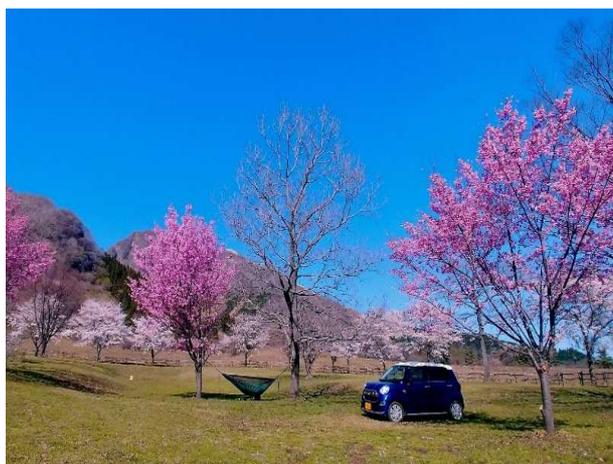
特に最近では、アウトドア人気によりキャンプ場が注目されるようになっており、インターネット等でも数多く紹介されるようになりました。

㊦ 高森湧水トンネル公園



日本国鉄道（国鉄）の、高森～高千穂間の鉄道延伸に係るトンネル工事の際、出水事故により計画は中止されることになりましたが、跡地について町が公園化したことにより、現在では多くの観光客が訪れて賑わっています。

㊧ 鍋の平キャンプ場



阿蘇根子岳の麓にある人気のキャンプ場です。隣接する牧野には牛が放牧されており、阿蘇の大自然に包まれて爽快な気分を堪能できます。

㊨ 月廻り公園



阿蘇高岳・根子岳を一望できる公園で、「新くまもと百景」で堂々1位にも選ばれています。芝生広場では一年中多くの観光客等が来て賑わっています。

㊩ 奥阿蘇キャンプ場



草部地区草部にあるオートキャンプ場で、東に祖母山、西は阿蘇根子岳、南に高千穂の山々、北は久住山の壮大な山々の景色を望むことができます。

㊦ 多々野原公園



野尻地区尾下にある標高 800m の公園で、熊本県の無形文化財に指定されています尾下菅原神社獅子舞の舞台となっている公園です。下方には大谷ダム湖を望むことができます。

⑤ 建築物景観

高森町は、歴史のある神社仏閣や建造物が数多くあり、歴史好きには堪らないといった一面があります。

また、高森駅周辺再開発計画により整備されました駅舎等は、現代的でモダンな造りで人気を博しています。

㊧ 高森阿蘇神社



高森地区高森にある神社で、別名「矢村社」（やむらしや）と称されています。阿蘇を開拓した健甞龍命（たけいわたつのみこと）が放った弓矢が、この地の岩に刺さったと言い伝えられています。

㊨ 上色見熊野座神社



色見地区上色見にある神社で、健甞龍命の家来である鬼八（きはち）が岩壁を蹴破ってできたとされる「穿戸岩（うげどいわ）」があり、パワースポットとして大変人気の高い神社です。

㊦ 草部吉見神社



草部地区草部ある日本三大下り宮の一つと言われる珍しい形状の神社です。神武天皇第一皇子の「日子八井命（ヒコヤイノミコト）をはじめ12柱が祀られています。

㊦ 野尻川上神社



野尻地区野尻の川上集落の中にある神社で、14代天皇の皇后である神功皇后（おきながたらしめ）の妹にあたる淀姫命（よどひめのみこと）のほか9柱が祀られています。

㊦ 高森駅



高森駅周辺再開発により、駅舎がリニューアルされ、交流施設等も併設されました。近くに人気漫画のキャラクターの銅像が建っており、高森町を訪れる方々に親しまれています。

㊦ 山村酒造



高森地区で260年以上に亘り阿蘇の地で酒を造り続ける酒造元です。日本酒蔵として、熊本県内で稼働している中で記録上最古となされています。

㊦ 旧上色見小学校



色見地区上色見にあります旧上色見小学校は、平成15年に廃校となりましたが、郷愁を感じさせる外観が人気となり、根子岳をバックとして数々のTVCM等の舞台に採用されています。

㊧ 奥阿蘇物産館



草部地区草部にあるユニークな形をした物産館です。地元特産品・名産品等を取り扱っており、奥阿蘇方面に出かけた人達の憩いの場となっています。

(6) その他の景観

㊨ 高森殿（たかもりどん）の大杉



清栄山の麓にあるパワースポットとして有名な大杉です。樹齢は約400年で室町時代に高森城主達が自決した地と伝えられており、町の天然記念物に指定されています。

㊩ 菅山の棚田



草部地区菅山の棚田風景です。高森町を代表する棚田であり、農林水産大臣「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇り～」にも認定されています。

㊦ 草原（牧野）景観

高森町には放牧を目的とした草原（牧野）が点在しており、放牧・採草・野焼き通して維持されてきた草原風景は、阿蘇地域における景観の最大の特徴となっています。

悠久の時を超えて守り伝えられてきた草原景観は、正に私達の宝であり、後世に残すべきものであります。（写真は一部を抜粋して掲載しています。）



前原牧野草原㊦



洗川牧野草原㊦



山鳥展望所周辺草原㊦



戸狩牧野草原㊦



小倉原牧野草原㊦



村山牧野草原㊦

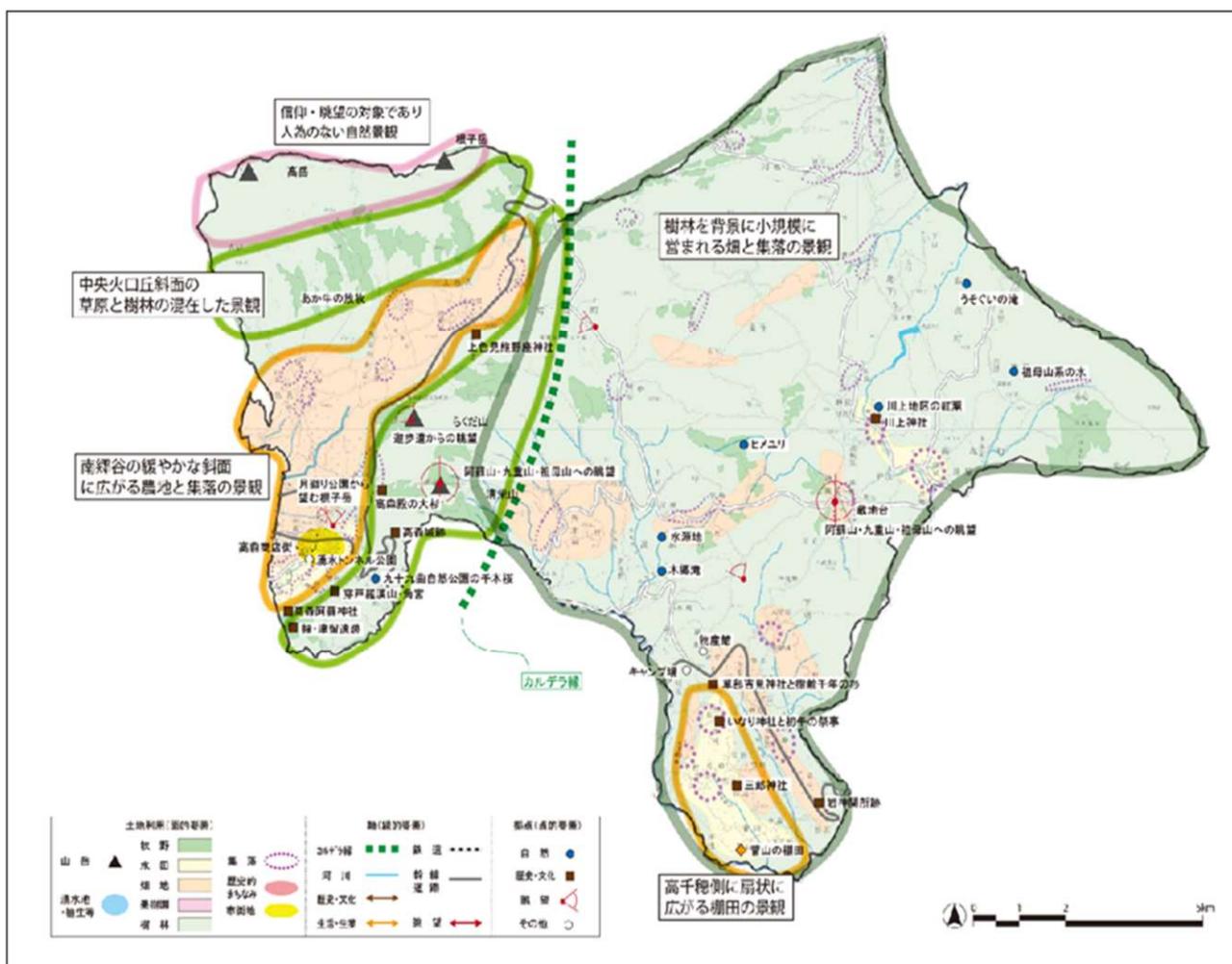
3 景観計画区域について

本町の景観計画区域は、前計画に引続き高森町全域とします。

また、高森町自然環境保全要綱（平成3年3月施行）に定める「景観形成地域」については次のエリアとし、引続き無秩序な開発行為等を抑制し、良好な景観形成に努めるものとします。

高森町景観形成地域	高森町大字高森の一部 高森町大字上色見の一部 高森町大字色見の一部
-----------	---

※ 次項参照



第3章 「景観のまちづくり」について

1 景観について

そもそも私たちが「景観」と呼ぶものについて、具体的に説明できる人は少ないと思われませんが、工学博士の中村良夫氏によると「景観とは、人間をとりまく環境の眺めにほかならない。」とされています。

ここでいう「環境」とは、山や川、樹木や家屋などの複数の要素により構成されている広がりをもった土地のことを指すものとされ、「人間をとりまく」とは、人が眺めを通して自分を中心とした「環境」を触感的に実感できる状態にあるものだということです。

また、同じく工学博士の竹林征三氏は「景観10年、風景100年、風土1000年」といって、景観はいずれつぶれていくべき運命のものであり、その景観が時間の経緯とともに残っていけば風景となる。風景が、なおさらに時間の経過のもと、地域の人々の心に残って、心象を形成していけば風土になる。」と述べられています。

これによると例え美しい景観であっても、いずれは消えて無くなくなる運命にあるとのことですが、もし私たちがこの景観を大切にし、守り続けていけるなら、これらはいずれ「風景」と呼ばれるものになり、そして、やがては地域の人々に心象が形成されることで「風土」として昇華されるのではないかと思います。

最後に専門家ではありませんが、パナソニックグループの創業者である(故)松下幸之助氏は、とある月刊誌に「四季折々の美しさがある日本の景観美は世界一であり、これを生かした観光立国を目指すことで、日本はより豊かになり諸外国からも評価されるようになる。」との論文を寄稿されており、約50年前には既に景観の重要性を唱えられています。

これは「国」を「高森町」に置き換えても同じことが言えるのではないかと考えます。

「景観のまちづくり」に係る施策が、今後の町の将来を左右するものになるものと考え、良好な景観を守るためには、町民をはじめ、地域、行政などの各主体が景観づくりに対する関心を持ち、日々の生活や活動等の中で景観づくりに取り組んでいくことが大切であると思います。

2 「景観のまちづくり」に係る課題

景観計画の改定にあたり、本町の景観づくりに関する課題は次のとおりであると考えます。

● 維持・管理に係る問題

阿蘇独特の景観を形成する草原について、草原を維持管理する牧野組合が畜産農家の減少に伴う組合員不足により、維持管理が難しくなってきました。

また、農家の担い手不足により、耕作放棄地が増加しており、有害鳥獣による被害で農地や山林等の荒廃が顕在化しています。

● 空き家等の増加に係る問題

住民の生活スタイル変化等による大型商業店舗の利用が進み、町内における空店舗の増加が著しくなっています。

また、過疎化により空き家となっている家屋や、町の伝統芸能や寺社等が継承者不在のためも放置されているものも多く見られます。

こういったことにより、例え何か問題が発生したとしても管理者を特定するのが困難な場合が多く見られます。

● 工作物等に係る問題

屋外工作物や違法な広告物等により、町の景観が損なわれている実例が見受けられることがあり、実情に応じた対応が求められています。

特に近年は、大規模太陽発電設備等による景観阻害要件が全国的に問題となっており、景観部門を超えた全部門での対応が必要となっています。

● 景観に関する意識の問題

我が国は、前述したとおり美しい自然景観に恵まれており、それが当たり前であると考え、返って景観に無関心になっている印象があります。

言うまでもなく、その景観は先人達の努力等に支えられてきた賜物であり、私達はそのことを自覚する必要があると考えます。

景観に対して理解や関心が無ければ、それは容易く壊れて無くなっていくものであることを、私達は知るべきだと思います。

以上の点を再認識し、個人、地域、事業者、行政が協力して問題解決に努めなければなりません。

3 「景観のまちづくり」のための方針

本町の「景観のまちづくり」推進のため、良好な景観形成に関する基本方針を以下のとおり定めます。

【方針1】自然景観の保全

九州地方の中央部にそびえ立つ阿蘇山や祖母山系等の雄大な自然景観は、古くは信仰の対象となっており、それ自体が良好な観光資源であるとともに、農地や山村集落などの背景としての役割を果たしています。

本町は、ゆるやかな平坦地や丘陵地、起伏の多い山間地から構成される自然あふれる町であり、緑豊かな森林は四季折々の彩りを見せ、そこに暮らす人達に「うるおい」や「やすらぎ」を与えてくれるものとなっています。

また、本町に流れる河川は、そこに棲む生きものにとって命の源であり、農産物等の多大なる恩恵をもたらしてくれています。

わが国においては、自然的景観を自慢する自治体は数多くあると思いますが、阿蘇における景観は、自然と人との永年に亘る調和により育まれたものであり、他に類を見ない貴重なものでもあります。

こうした自然景観は、本町の誇りであり財産となるものだけではなく、訪れる人達にとって驚きと感動を与えるものとなっています。

私達はこの素晴らしい自然環境に感謝し、開発行為等により損なうことがないように常に配慮し、景観保全に努めるものとします。

【方針2】歴史的文化財等による景観の保全

農耕にまつわる祭事やその舞台となる神社、地域で数多くみられる歴史・文化の資源など、悠久の時を経て先人から受け継がれています歴史的文化財等は、高森町独自のものであり大切な財産となっています。

本町におきましては、後継者不足等によりその存続が危ぶまれてはいますが、由緒ある建造物や文化財等が数多く点在しています。

こうした歴史的文化財等は、そこに暮らす（暮らした）人達にとって想い入れがあるものであり、無意識であっても深く心に根付いているものです。

なお、こういった文化財等がもたらす歴史的な景観は、阿蘇地域の基幹産業であります観光業に寄与するものであることから、大切に守り後世に伝えていく必要があるものと考えます。

そのため、歴史的文化財等の周辺において、大規模な建築物や工作物等の整備がされることについて、対して抑制を図ることにより、昔ながらの佇まいを壊すことが無いよう景観保全に努めます。

【方針3】市街地・農村集落景観の保全

高森町には、阿蘇カルデラ内の平坦地における人口の多くが集まるにぎやかな市街地と、それ以外の山間で田畑が広がる静粛な農村集落の異なる2つの顔があります。

市街地においては、学校、金融機関、病院、駅等が集中しており、便利で暮らしやすい町の雰囲気を呈しています。

また、農村集落においては、お互いが協力し合う人情味あふれる落ち着いた山村の雰囲気を呈しています。

こうした市街地及び農村集落における景観は、阿蘇の大自然を背景とした本町の特徴となっており、現在は観光資源にもなっているところです。

私達は、町民のみならず外部の人達にも「この町に住みたい」「この町で子育てしたい」「この町に住み続けたい」と親しみと愛着をもっていただくよう、市街地・農村集落における景観の保全に努めるものとします。

【方針4】景観を阻害する要素の排除

現代社会においては景観を阻害する要素は数多くあり、例を挙げるなら派手な色彩の屋外広告物や老朽化した廃屋・空き地の増加、不法投棄物や電柱や標識柱の乱立等による阻害が容易に想像されます。

また、近年においては新エネルギー関連設備の設置による景観の阻害が全国で問題になってきております。

特に太陽光発電施設等による問題は深刻で、単に景観阻害の要件というだけではなく、施設設置に伴う盛土工事が原因とされる土砂崩れにより、多数の死亡者が出たという事件がありました。

こういったこともあり、太陽光発電施設等の設置に関して各自治体で対策等が施行されるようになり、本町においては熊本県と阿蘇7市町村にて「阿蘇の景観を守る宣言」を行ったことにより、事業者に対して一定の配慮を求めることとしています。

本町における景観とは、町の将来を左右する重要な要素であると考えられますことから、景観を阻害するような要素に対しては、景観法のみならず自然公園法、農地法、森林法等を適宜適用することなどにより、毅然とした対処を行うことで景観の保全に努めます。

最後に、阿蘇管内における公共工事等については、近年において景観との調和の重要性が認識されるようになってきていますことから、本町における公共工事についても、周辺の景観を損なうことがないよう管轄部署等との調整を行っていきます。

参考：「阿蘇」の景観を守る宣言書

「阿蘇」の景観を守る宣言

熊本県の「阿蘇」は、活発な火山活動で形成された世界最大級のカルデラとその周辺の広大な外輪地域に約 6 万人の人々が生活している世界的にも類まれな地域です。

古くから火山への信仰や農耕祭事が伝えられる中で、草原、森林、田畑、集落などの土地利用が密接に絡み合いながら、日々の暮らしと人々の長年にわたる営みで、阿蘇の自然的・文化的普遍性が生まれ壮大で美しい景観が形成されてきました。

この景観を後世に伝えるため、熊本県と阿蘇地域 7 市町村は世界文化遺産登録を目指し、平成 21 年に「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」を組織し、全市町村で景観条例を制定、国から重要文化的景観の選定を受けるなど更なる保全活動に努めています。

また、草原を守るために、地元農家だけでなく野焼き支援ボランティアによる野焼き作業や、民間団体等からなる「阿蘇草原再生千年委員会」による草原再生のための募金活動、並びに企業等による棚田保全・植林活動など、次世代へ繋ぐ体制が構築されています。

ユネスコ世界遺産委員会は喫緊の課題として、開発行為が世界遺産の価値に影響を及ぼすことを指摘し、世界遺産登録を目指すにあたっては遺産の周辺を含めて、景観に十分配慮することを強く求めており、昨今の大規模太陽光発電施設等の設置や開発行為によって、人々を魅了する阿蘇の眺望を著しく傷つけることがあってはなりません。

当協議会は、先人たちから受け継がれてきた貴重な財産である阿蘇地域全域の文化的景観を守り、育み、伝えることを、ここに宣言します。

令和2年(2020年)1月16日

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会

熊本県知事

蒲島郁夫

阿蘇市長

佐藤義興

南小国町長

高橋周二

小国町長

渡邊誠次

産山村長

市原正文

高森町長

草村大成

南阿蘇村長

吉良清一

西原村長

日置和彦

【方針5】「景観のまちづくり」の推進

持続的な「景観のまちづくり」を進めるためには、行政や地域住民等と協力して取り組むことが重要であるため、個人、地域、事業者、行政職員などの景観に対する意識向上を図ります。

また、地域住民や事業者などが、本町の景観の魅力や価値を理解し、景観資源への愛着を持てるように、地域の自然・歴史・文化などを知り、学び、考える場を提供します。

加えて、子供たちが景観への関心を高め、将来、「景観のまちづくり」に積極的に参加してもらう土台となるよう、学校や地域活動において「景観のまちづくり」について学ぶため機会を作ります。

「景観のまちづくり」を総合的に進めるため、庁内における横断的な体制を構築し、関係機関や近隣市町等との連携を図りながら、事業を進めます。

最後に、私達が誇るこの美しい景観をSNSやYouTube等も活用し積極的に外部へ発信することで、本町の魅力を広めるPR活動に努めることとします。

◇方針6：景観による地域活性化

阿蘇地域は、太古の昔より幾つもの火山体による活動でもたらされた多様な地形及び地質で構成されており、その地において有史以前より人間の暮らしが綿々と営まれてきました。

阿蘇地域における景観の特殊性は、こうした自然環境を背景として、そこに暮らす人々の永年に亘る営みの積み重ねにより形成されたものであり、地域住民の暮らしぶり等が目に見える形となって現れたものといえます。

こうした風景は、訪れる者にとって好印象をもたらすものとされており、各所で見られる自然と人間との折り合う景観が、見る者の関心を引き、気持ちを和ませてくれるものとされています。

これは、自然環境を敬い昔ながらの暮らしを大切に想う人々の精神が現代社会において評価されているのであり、第1章で述べましたが地域の特性を活かした景観づくりが求められている中、私達はこのイメージを地域の振興に活かすべきであると考えます。

そのため、地域住民、事業者、関連団体及び行政が、この良好なイメージを活用し、景観の保全と地元産業の振興に繋げることにより、適切に地域活性化に活かすものとします。

第4章 世界文化遺産について

1 世界文化遺産とは

国連教育科学文化機関（ユネスコ）において、有形無形を問わず世界中に存在しています顕著かつ普遍的な価値（以下、「OUV」と言います。）を有すると考えられます「自然的」及び「文化的」な財産は、人類共通のかけがえのない遺産であるとして、その保護・管理を目的とした「世界文化遺産」としての登録を勧めています。

国内で「世界文化遺産」に登録されているものが18箇所あり、いずれも世界に誇れる遺産であると評されていますが、世界最大級のカルデラ地形を持つ阿蘇は、まさに偉大な「自然的」財産であり、その地に暮らす人々か脈々と続けられる営みは、まさに類い稀な「文化的」財産ではないかと考えるところです。

また、ユネスコでは、地質学上、特別に重要である地形・地質や、それらに付随する歴史や風土等を対象とした「世界ジオパーク」の認定も行っており、2009年（平成21年）10月には、阿蘇の地とそこの暮らしを対象に「阿蘇ジオパーク」の認定がなされたところです。

これにより、阿蘇の地形、草原、文化等が世界的に価値あるものと認められ、「世界文化遺産」の登録に向けて弾みがついたのではないかと考えられます。

2 世界文化遺産登録を目指す経緯

阿蘇地域は、高地で冷涼な気候であり、火山性土壌のため決して生産性の高い土地ではありませんが、そこに暮らす人達の知恵と努力によりそういった不利な条件が次々と克服されてきました。

その例の一つに、「野焼き」「放牧」「採草」といったサイクルを遥か昔から続けてきたという、阿蘇独自の農業システムによるものがあります。

2月から4月にかけて阿蘇全域で「野焼き」が行われることにより、草原の害虫駆除と低木及び枯草の除去を行い、放牧牛が好むネギサやススキ等を再び繁茂させるといった効果をもたらします。

野焼き後の4月から11月にかけて「放牧」が行われ、阿蘇の名物であるあか牛が牧草の草を食む姿は、阿蘇草原の風物詩となっています。

初秋には、冬場の貯蔵飼料として「採草」が行われ、家畜の飼料用だけではなく、茅葺屋根材としても広く利用されています。

こうした営みは、1万年前の縄文時代から行われてきたことが確認されており、阿蘇の草原景観は長い何月を経た自然と人間との関りからもたらしたものであるという、世界的にも稀有な存在であることがわかります。

こうした悠久の時を経て人々の手により維持されてきた阿蘇の草原景観は、私達のみならず人類にとっても大切な財産であり、OUVを持つものであると考えられることから、阿蘇7市町村と熊本県は、協力して「世界文化遺産」への登録を目指すことになりました。

現在、阿蘇7市町村及び県は「阿蘇景観保全会議」「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」「阿蘇の文化的景観マネジメント委員会」等を組織し、世界文化的遺産登録に向けて積極的に活動中であります。

3 世界文化遺産登録に係る問題点

世界文化的遺産への登録に係る条件は、OUVを備えたものであることとされ、これを損なうような要因等が有れば排除されなければなりません。

今回の事例で重要となるのは「景観のまちづくり」のための方針と重複しますが、景観を損なうような要素を排除することが必要となります。

国は風力や太陽光発電施設等の再生可能な新エネルギー活用システムの普及を推進していますが、実はこういった広範囲における関係設備の敷設は、景観阻害の最たる要因になるものとされています。

太陽光発電施設等についての対応は先に述べており割愛しますが、景観阻害要件となる施設整備が行われないう、常に注意しておく必要があります。

また、「景観づくりに係る課題」で述べましたが、畜産農家の減少に伴う牧野組合員不足による草原の維持管理が難しくなっていることで雑木林が増加え、草原景観を阻害することが考えられます。

現在はボランティア員等の協力により、なんとか野焼きを維持できている状況であることから、農業システムを支えるような抜本的な枠組みの構築が必要ではないかと考えます。

他にも違法な建築物や広告物及び造成地等による景観阻害が考えられており、対応が求められているところです。

4 視点場の設置について

熊本県はOUVを説明するための場所として、① 集落を見渡す場所、② 地形・土地利用が分る場所、③ 駐車可能な場所、④ 誰でも立ち寄れる場所、を条件に、阿蘇郡内において15箇所を視点場として設定し、高森町では「らくだ山展望台」「清栄山」「山鳥地区展望所」の3ヶ所を選定しました。

視点場とは、眺めが楽しめる場所のことで、今回選ばれた箇所はカルデラ内外を見通せる、いずれも絶景のポイントとなっています。

視点場が設定されたことにより、今後においては眺望範囲内における景観形成行為について、事業者に配慮を求めることとしています。



らくだ山展望台からの眺望



清栄山からの眺望



山鳥地区展望所からの眺望

第5章 景観の保全に係る届出について

高森町において、景観保全の観点から事業（開発）行為について景観に係る配慮を求めることとしています。

1 事業（開発）行為に係る届出について

本町において、建築物や構築物等の新設・改修・撤去や、山林の伐採、土砂等の堆積、土地の区画整理、自動販売機や広告物の設置等、一定数量を超える事業（開発）行為を行う場合、景観条例において下記のとおり事前に届出を行うことを定めています。

（1）一般事業（開発）行為の届出対象

行 為	規 模
建築物等の新築、増築、改築、移転若しくは撤去及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積 10 m²を超える建築物 ・ 高さ 1.5mを超える柵、塀、擁壁 ・ 高さ 5mを超える煙突、高架水槽、電波塔の工作物等
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採面積が 500 m²を超える伐採、または、高さ 10mを超える木竹の伐採（ただし、林業等を営むため、または、木竹の保育のために通常行う行為を除く）
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 90日を越えて、高さ 1.5mを超えるか、または、水平投影面積が 100 m²を超えて堆積するもの（ただし、建築物の存在する敷地内で行う行為にあっては、高さ 1.5mを超えて堆積するもの）
鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積が 500 m²を超え、または、高さが 1.5mを超えるのり面、又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積が 500 m²を超え、または、高さ 1.5 mを超えるのり面、又は擁壁が生じるもの（ただし、宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て、干拓以外で農林漁業を営むために行う行為は除く）
屋外における自動販売装置の設置	

<p>広告物の設置又は外観の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積が1㎡を超えるもの（ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものや、はり紙、のぼり等で提出期間が90日以内のもの等を除く）
----------------------	--

(2) 特定施設（開発）行為の届出対象

行 為	規 模
<p>特定施設及び同一敷地内の附帯施設で、その敷地の全部又は一部が特定施設届出地区に係るものの新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・床面積10㎡を超える建築物 ・高さ1.5mを超えるさく、塀、擁壁 ・高さ5mを超える煙突、高架水槽、電波塔等の工作物等 ・表示面積が1㎡を超える広告物（但し、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く）

※ 特定施設の内訳

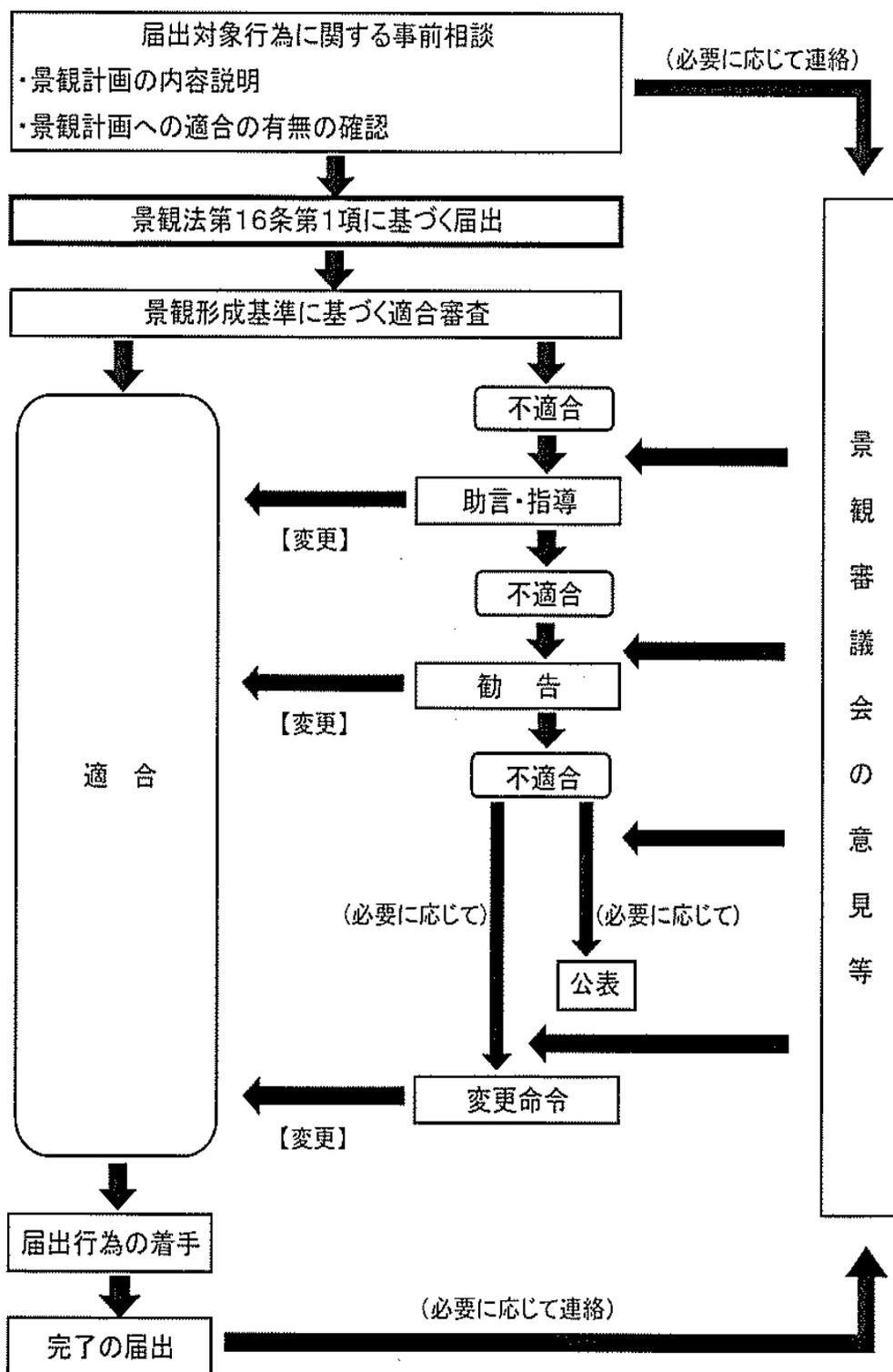
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設</p>	<p>パチンコ店・マージャン店・ゲームセンター・モーター等</p>
<p>危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く）</p>	<p>ガソリンスタンド等</p>
<p>飲食店業を営むための施設</p>	<p>レストラン・喫茶店等</p>
<p>物品販売業を営むための施設（販売のための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）</p>	<p>スーパーマーケット・専門店等</p>
<p>物品貸付業を営むための施設（貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く）</p>	<p>レンタルビデオ店・貸自動車業等</p>
<p>旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設</p>	<p>ホテル・旅館等</p>
<p>その他</p>	<p>屋上広告・カラオケボックス</p>

(3) 大規模事業（開発）行為の届出対象

行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ13mを超えるもの ・ 建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物については20m）工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さを超えるもの ・ 工作物の敷地面積が1,000㎡を超えるもの
さく及び塀の新築、増築、改築、移転及び撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替並びに色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ2mを超え、かつ、長さ50mを超えるもの
鉱物の掘採及び土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・ 高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの
土地の区画形質の変更（土地の開墾及び水面の埋立て又は干拓を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の区画形質の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・ 高さが5mを超え、かつ長さが10mを超えるのり面又は擁壁が生じるもの

（注）届出の適用除外行為については、景観法、景観法施行令及び、高森町景観条例、高森町景観条例施行規則に規定されています。

景観条例及び景観条例施行規則に基づく届出のフロー図



※変更命令に関しては、現状回復の命令を行う場合があります。

2 事業（開発）行為に係る景観配慮基準について

上記に定める事業（開発）行為については、下記のとおり周囲の景観に対する配慮基準を定めています。

（1）一般事業（開発）行為に係る景観配慮基準

行 為	事 項	基 準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	<p>（意匠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・ 外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周囲の景観との調和に配慮すること。 ・ 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周囲の景観との調和に配慮すること。 <p>（色彩）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、周囲の景観との調和に配慮すること。 <p>（材料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の景観と調和するような材料を使用すること。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内は極力緑化に努めること。 ・ 既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	<p>（意匠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 <p>（色彩）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。 <p>（材料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑化	・ さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮

		すること。
地形の外観の変更を伴う鉱物掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化	・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道等からの遮へいに配慮すること。
採取	法面又は擁壁の外観及び緑化	・掘採後の法面等の事後処理については周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。

(2) 特定施設（開発）行為に係る景観配慮基準

事 項	基 準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ・隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ・交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ・広告塔及び広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ・さく及び塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ・道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ・外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ・電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ・広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表

	<p>示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩については、できるだけ多色使いを避け、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。 ・更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ・駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ・建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ・広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ・スペースがない場合は、ツタを使った緑化に努める。 ・敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ・のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ・道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

(3) 大規模行為に係る景観配慮基準

行 為	事 項	基 準
建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	<p>(意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 ・外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周囲の景観との調和に配慮すること。 ・附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周囲の景観との調和に配慮すること。 <p>(色彩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、周囲の景観との調和に配慮すること。 <p>(材料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観と調和するような材料を使用すること。

	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は極力緑化に努めること。 ・既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
さく及び塀の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とすること。
	外観	<p>(意匠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とすること。 <p>(色彩)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、周辺の景観と調和に配慮すること。 <p>(材料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和するような材料を使用すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・さく及び塀の周囲については、極力緑化に配慮すること。
地形の外観の変更を伴う鉱物掘採又は土石の採取	遮へい及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道からの遮へいに配慮すること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・掘採後の法面等の事後処理については周辺の景観との調和に配慮し緑化に努めること。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに緑化に努めること。
	法面又は擁壁の外観及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和を考慮した形態、材料とし、緑化に努めること。

3 事業（開発）行為に係る色彩について

本町の良好な景観形成のため、南阿蘇景観形成ガイドラインにおいて建築物等の配色を、次のとおり推薦しています。

外壁の色範囲

記号	色名	色相	明度/彩度
WI	ベージュ 茶	2.5YR~1.0Y	4.0<~8.5/1.0<~2.0
WII	うすい黄 灰みの黄	1.0Y<~10.0Y	6.5~8.5/1.0<~2.0
WIII	茶	7.5R~7.5YR 7.5YR<~1.0Y	2.0~4.0/1.0<~6.0 2.0~4.0/1.0<~4.0
WIV	白 明るい灰色 灰色	2.5YR~7.5GY	6.5~8.5/1.0以下

表示はマンセル色票系(J I S)による

屋根の色範囲

記号	色名	色相	明度/彩度
RI	赤 赤みの茶	2.5R~2.5YR	4.0以下/1.0<~8.0
RII	茶 黄みの茶	2.5YR~7.5YR 7.5YR<~1.0Y	4.0以下/1.0<~6.0 4.0以下/1.0<~4.0
RIII	オリーブ オリーブグリーン	1.0Y<~5.0GY	4.0以下/1.0<~4.0
RIV	灰色 暗い灰色 黒	2.5YR~7.5GY	5.0以下/1.0以下

表示はマンセル色票系(J I S)による

— 色彩景観基準（くまもとカラーガイドp31より） —

避けた方がよいトーン【外壁】

ゾーン区分		[明清色]	[鮮明色]
沿道景観形成ゾーン (A-2)	R (赤)、YR (黄赤) 系の色相	明度 10~6 + 彩度 3~6、彩度 6 以上	
	Y (黄) 系の色相	明度 10~6 + 彩度 3~4、彩度 4 以上	
田園景観形成ゾーン	その他の色相	明度 10~6 + 彩度 1~2、彩度 2 以上	

推薦色【屋根】

ゾーン区分		
沿道景観形成ゾーン (A-2)	N (無彩色)	明度 6 以下
	R (赤)、YR (黄赤)、Y (黄) 系の色相	明度 5 以下 + 彩度 3 以下
田園景観形成ゾーン	その他の色相	明度 5 以下 + 彩度 1 以下

推薦トーン【外壁】

ゾーン区分		[暗清色]	[中穏色・暗穏色]
全区域共通	R (赤)、YR (黄赤) 系の色相	明度 6 以下 + 彩度 3~6、明度 8 以下 + 彩度 3 以下	
	Y (黄) 系の色相	明度 6 以下 + 彩度 3~4、明度 8 以下 + 彩度 3 以下	
	その他の色相	明度 6 以下 + 彩度 1~2、明度 8 以下 + 彩度 1 以下	

■ 南阿蘇景観形成地域の推薦配色

この地域にふさわしい建物の基調色は中穏色など穏やかな色彩のほか、暗清色などやや色味のある色彩も含まれます。これらは木の素材色やつやを抑えた土もののタイルなど、一般的な塗装では再現できない、落ちついた質感をもつ素材そのものの色彩です。

(5YR4.5/0.5)	N-40(N4.0)	(5YR2.2/2)	(5YR2.5/0.5)	N-30(N3.0)
(5YR5.5/5)				17-60D(7.5YR6/2)
(5YR3.5/4)	12-50L(2.5Y5/6)	(7.5YR4.5/5)	(7.5YR5/4.5)	15-30F(5YR3/3)
温泉保養施設(白水村)	研修施設(久木野村)	研修施設(長陽村)	宿泊施設(高森町)	

■ 南阿蘇景観形成地域の推薦色

● 中穏色
● 暗穏色
● 暗清色
※暗清色は、木材、土壁などの素材色が基本です。

05-60B(5R6/1)	09-70D(10R7/2)	15-70D(5YR7/2)	17-60D(7.5YR6/2)	19-60F(10YR6/3)	22-60D(2.5Y6/2)
09-30D(10R3/2)	22-30D(2.5YR3/2)	15-40D(5YR4/2)	15-30F(5YR3/3)	19-40D(10YR4/2)	22-40D(2.5Y4/2)
09-40L(10R4/6)	(5YR4/6)	17-50L(7.5YR5/6)	22-50H(2.5Y5/4)	22-40H(2.5Y4/4)	25-40H(5Y4/4)

第6章 その他景観に係る事項について

1 屋外広告物について

景観を形成する要素の一つに屋外広告物がありますが、まちに活気をもたらす一方で、無秩序に氾濫した場合、景観に大きな影響を与える阻害要因になってしまいます。

熊本県では、屋外広告物条例に基づき屋外広告物を表示し又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならないこととされており、本町におきましても景観条例による届出を義務付けており、周辺の景観を損なうことが無いように景観に調和し、利用者等に分かりやすい屋外広告物となるよう指導しています。

- ・ 山間地や農地では、人工物が目立ちやすく景観を損ねるおそれがあるため、掲示数を最小限とし、自然環境と調和するよう設置位置や大きさ、高さ、色彩等を配慮する。
- ・ 住宅地や集落地では、落ち着きある緑豊かな生活環境を保全するため、設置位置や大きさ、高さ、色彩等を配慮し、建築物やその他の工作物との調和を図る。
- ・ 河川敷やその周辺からの眺めを考慮し、潤いある水辺環境と調和するよう設置位置や大きさ、高さ、色彩などについて配慮する。
- ・ 沿道では、賑やかさのなかにも秩序が感じられる景観を創出するため、設置位置や大きさ、高さ、色彩などに合わせ、情報量を少なくしたり集約化したりすることにより見やすくなるよう配慮する。

2 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」について

市町村にとって、歴史を感じさせるような由緒ある建造物や、秀麗で見る人を魅了する名木は、そこにあるだけで良質な景観素材となり、重要な観光資源ともなります。

本町においては、自然・歴史・文化・暮らし等を後世に伝えるような、地域における景観形成の核となる資質がある観光資源として、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定を行うこととしています。

「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」に指定されることにより、外観の変更を抑制し、保全・活用のための支援を行うこととなります。

(1) 「景観重要建造物」指定方針

次のいずれかに該当し、所有者の合意が得られたもの

- ・ 外観が伝統的様式や技法等により建造され、地域の歴史・文化・暮らしが感じられるもの
- ・ 周辺景観の核となり、街並みの雰囲気醸し出しているもの
- ・ 建造された時代の特徴を感じとれるもの

(2) 「景観重要樹木」の指定方針

樹容が次のいずれかに該当し、所有者の合意が得られたもの

- ・ 自然、歴史、文化、生活等の観点から見て、由緒、由来のあるもの
- ・ 健全であり樹形等が景観上優れているもの
- ・ 住民等に親しまれ、地域の景観形成上重要であるもの

3 太陽光発電施設について

近年において、太陽光発電施設による景観阻害要件が全国で問題となっています。

熊本県と本町を含む7市町村は、第3章の3にありますとおり、阿蘇の草原景観を守るため「太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン」を策定しています。事業者に対して配慮を求めることとしています。

太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会（2022）

1 はじめに

熊本県の「阿蘇」は、活発な火山活動で形成された世界最大級のカルデラとその周辺の広大な外輪地域に約6万人の人々が生活している世界的にも類まれな地域です。

阿蘇の壮大な景観は、「野焼き・放牧・採草」の草地管理システムに基づいた人々の営みにより、千年以上にわたって半自然草地在り維持され守られてきました。

熊本県と阿蘇地域7市町村：阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村は、「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」を組織し、熊本の宝を世界の宝に、そして、美しく雄大な阿蘇の景観を後世に伝えるため、「阿蘇」の世界文化遺産登録を目指しています。

令和2年1月には、県と阿蘇地域7市町村が、先人たちから受け継がれてきた貴重な財産である阿蘇地域全域の文化的景観を守り、育み、伝えていくという「『阿蘇』の景観を守る宣言」を採択しました。

阿蘇地域における太陽光発電施設の設置に関し、良好な景観形成を図るとともに、阿蘇地域全域の持つ価値を保全し、さらに高めていくため、事業者の皆様には立地を含めた事業の進め方についても配慮していただきたいと考えています。

阿蘇は、世界文化遺産を目指しています For the World Cultural Heritage



「阿蘇」の景観を守る宣言

熊本県の「阿蘇」は、活発な火山活動で形成された世界最大級のカルデラとその周辺の広大な外輪地域に約6万人の人々が生活している世界的にも類まれな地域です。

古くから火山への信仰や農耕祭事が伝えられる中で、草原、森林、田圃、集落などの土地利用が密接に結び合いつつ、日々の暮らしと人々の長年におよぶ営みで、阿蘇の自然的・文化的景観が生まれ育ち、美しい景観が形成されてきました。

この景観を後世に伝えるため、熊本県と阿蘇地域7市町村は世界文化遺産登録を目指し、平成21年に「阿蘇世界文化遺産登録推進協議会」を組織し、全市町村で景観条例を制定、国から重要な文化的景観の指定を受けたいなど様々な保全活動に取り組んでいます。

また、草原を守るために、地元農家だけでなく野焼き支援ボランティアによる野焼き作業や、民間団体等からなる「阿蘇草原再生千草委員会」による草原再生のための基金活動、並びに企業等による緑地保全・植林活動など、次世代へ繋ぐ体制が構築されています。

ユネスコ世界遺産委員会が阿蘇の景観を認め、国際行為が世界遺産の価値に影響を及ぼすことを指摘し、世界遺産登録を目指すにあたっては遺産の周辺を含めて、景観に十分配慮することを強く求めており、昨今の太陽光発電施設等の設置や設置行為によって、人々を魅了する阿蘇の景観を著しく傷つけることがあってはなりません。

当協議会は、先人たちから受け継がれてきた貴重な財産である阿蘇地域全域の文化的景観を守り、育み、伝えることを、ここに宣言します。

令和2年（2020年）11月16日

阿蘇世界文化遺産登録推進協議会

熊本県知事

阿蘇市長

南小国町長

小国町長

産山村長

高森町長

南阿蘇村長

西原村長

浦辺 郁夫

佐藤 義興

高橋 周二

渡邊 誠次

寺原 西文

岸村 大威

吉良 清一

日置 和彦